

傍聴される方への注意事項

傍聴人は下記の内容をよく読み留意して下さい。

■次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- ・危険なものを持っている者
- ・酒気を帯びていると認められる者
- ・張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- ・笛、ラッパ、太鼓その他音声を発する器具・装置の類を持っている者

■傍聴人は、傍聴席においては、次の事項をお守り下さい。お守りいただけないときは、退場していただく場合があります。

- ・審議会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ・談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- ・鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- ・飲食又は喫煙をしないこと。
- ・みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- ・以上5項目のほか、審議会の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと。

■傍聴人は、原則写真、映画等を撮影、又は録音等をすることができません。

お守りいただけないときは、退場していただく場合があります。

(事前に許可を得た場合を除く。)